

## 経済学研究科研究指導計画書に関する申合せ

令和4年1月12日 研究科教授会決定

(趣旨)

第1条 長崎大学大学院学則第14条の2第1項の規定に基づき、研究指導の方法、内容並びに計画を明示する研究指導計画書（以下「計画書」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(作成及び保存)

第2条 計画書は、指定された期日までに指導学生ごとに作成する。

第3条 指導教員（副指導教員を含む。）は、次の手順で計画書（別紙様式）を作成する

- (1) 学生と打合せ等を行い、研究指導計画を作成する。
- (2) 指導教員氏名欄（副指導教員がいる場合は副指導教員も含む。）に記名し、大学院係に提出する。
- (3) 指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行う。

第4条 提出された計画書は、当該学生が修了までの期間、大学院係で保存する。

(補則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、研究指導計画について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この申合せは、令和4年1月12日から施行する。